



# ひだか 商工会だより

平成 25 年 5 月 1 日 (第 88 号)

## 地域商工業の信頼と支持される商工会

平成二十五年度の事業計画が策定され、①地域商工業者の信頼と支援される商工会づくり。②活力ある創造と協働する地域づくりを基本理念としました。

平成二十五年度の重点項目が次のように計画されています。

### ① 巡回指導訪問の徹底

会員巡回指導訪問について、「会員と商工会との接点づくり」「巡回を通じた地域課題の洗い出しと解決に向けた取り組み」が重要であり、改めて強化すべきものと考えられます。

### ② 会員増強・組織率向上に向けた推進

巡回訪問は良好な地域コミュニティを維持形成するための課題を掘り起し、会員事業所の経営力向上が図られます。

### ③ 会員・小規模事業所への支援策推進

資金繰りや雇用に係る支援策の提案と具体的な施策を講じるようスピードある推進に努めます。

### ④ 地域振興策の推進

「地元のお金は地元で消費する」を理念に、会員事業所と地域事業者と協働により地域活性化に向けた事業を実施します。

### 管内青年部連合会長に

青年部長 福山潤一郎

四月十日青年部通常総会が開

催され、役員改選の中で福山潤一郎氏が引き続き青年部会長を継続することになりました。

また、

日高管

内青年

部連合

会総会

では福

山部長

が選任され、**日高管内青年部連**

**合会の会長に就任**しました。



挨拶する福山部長

### 研修と講習会事業計画

商工会女性部総会

四月二十五日平成二十五年度女性部（部長今井絹恵）の総会が行われ、例年実施している「**視察研修事業と講習会**」が事業計画で提案され、原案通り実施することとなりました。

## 北海道からのお知らせ

法人道民税・法人事業税・地方人特別税の申告書等の提出先が変わります。

これまで、全道の総合振興局・振興局・道税事務所であり扱ってありました法人道民税・法人事業税・地方人特別税の課税事務が、平成二十五年四月一日から**札幌道税事務所税務管理部に集約**されます。

◆申告書等提出先・問い合わせ  
〒060-0003  
札幌市中央区北三条西七丁目  
道庁別館二階

「北海道札幌道税事務所 税務管理部 課税第一課」

◆申告書等の発送  
札幌道税事務所管理部から各法人に発送されます。

◆証明書・納税の相談  
これまでどおり最寄りの振興局

において受け付けています。

### 小規模企業共済制度

事業主の退職金制度として、個人事業者や会社の役員等を対象に「小規模企業共済制度」があります。

これは、掛金が全額個人所得の控除になり、所得税及び住民税の軽減が図られるものです。

さらに、事業を廃業したり、会社の清算等により退職した場合、退職金として支給されるため、退職金の所得控除が受けられます。ただし、退職金所得

控除は**最初の二十年間は年間四十万円の控除**



(以後八十万円)のため、年間四十万円を超える退職金については、**課税対象**となります。

退職金に対する税金は、通常の所得税とは別に課税対象額の二分の一の額に二十%の税率を掛けた金額になります。

送または商工会本所まで持参ください。

### 職員の異動

商工会職員の異動がありました。

四月一日付で**小笠原補助員**が**天塩商工会**に異動となり、後任に新人の**鈴木敬人**が記帳指導職員として就任しました。

※あいさつ

**鈴木敬人(たかと)**と申します。十勝の音更町で高校までの十八年間過ごし、大学は青森県弘前市で四年間学び、晴れて四月一日より勤務する事になりました。窓口や電話、諸活動を通じてお世話になります。今後ともどうぞ宜しくお願いします。

### パート職員募集

商工会では、次の内容で臨時職員を募集します。

- 一 職種 パートタイマー
- 二 勤務内容 一般事務
- 三 採用人員 一名
- 四 賃金 日給制で商工会の規定によります
- 五 勤務開始 六月一日から
- 六 勤務時間 午前八時三〇分  
午後五時十五分まで

週三日間(月・水・金)

- 七 勤務場所 商工会本所
- 八 応募方法 五月二十四日までに写真を貼付した履歴書を郵

